

令和8年

第2回2月定例教育委員会議事録

令和8年2月26日

大野城市教育委員会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招 集 日 令和8年2月26日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時05分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館3階 災害対策本部室

### 3 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 議事録署名委員の指名

- 令和8年第1回1月定例会議事録の署名委員 高野 英機 委員
- 令和8年第2回2月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員

#### (3) 議事

- 第4号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第5号議案 令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 第6号議案 令和8年度健康管理医の選任について
- 第7号議案 令和8年度産業医の選任について
- 第8号議案 大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について
- 第9号議案 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱及び大野城市未来づくり支援センター設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

#### (4) 教育長報告 なし

#### (5) 報告

- ①第2期 大野城市スポーツ推進計画の策定について

#### (6) その他

- ①教育長の業務報告（1月～2月）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（3月）

#### (7) 閉会

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 4 | 出席した委員等 | 元主 浩一（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子<br>藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子   |
| 5 | 欠席した委員  | なし   |
| 6 | 出席した職員  | 教 育 部 長 若山 純哉<br>教 育 総 務 課 長 光野 直隆<br>学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 松岡 真彦<br>教 育 支 援 課 長 山崎 栄子<br>教 育 支 援 課 主 幹 指 導 主 事 山 川 周 作<br>ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ<br>教 育 総 務 課 係 長 川 口 司 寛<br>教 育 総 務 課 担 当 山 口 剛 侍 郎<br>教 育 総 務 課 担 当 橋 本 由 美 |
| 7 | 会議の書記   | 教 育 総 務 課 担 当 橋 本 由 美  |
| 8 | 傍聴者     | 2名   |

午前10時30分 開会

○元主教育長

おはようございます。ただいまより令和8年2月定例教育委員会を開会します。

本日は2名の傍聴の申出がっております。非公開とする内容ではありませんので公開とし、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔議事録署名委員の指名〕

○元主教育長

次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。前回の1月定例会において高野委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名については、山口委員にお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○山口委員

はい。

〔議事〕

○元主教育長

次第3、議事に入ります。

〔第4号議案 大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について〕

○元主教育長

第4号議案、大野城市教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

1ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、副市長、教育長、それから各部長で構成される事務改善委員会において来年度の組織体制について議論が行われ、その中で教育総務課内に新たに学校給食担当を設置するとの結論に至ったため、今回、教育委員会事務局の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する提案を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

具体的には、現在、教育総務担当が行っております学校給食に関する業務、それから今後再度検討を行います中学校給食に関する業務につきまして、新たに学校給食担当を設置することになっています。その結果、教育総務課は3担当となることとなります。

この規則は、令和8年4月1日から施行する予定でございます。

説明は以上です。

○元主教育長

ただいまの説明について何かご質問はございませんか。どうぞ。

○山口委員

今までも給食に関して、教育総務課の業務としてなさっていましたがね。改めてこうやって文言で表示するということですか。

○元主教育長

どうぞ。

○光野教育総務課長

新たに担当を設置するという形になります。今現在は、教育総務担当、教育施設担当ですが、教育総務担当の給食業務につきまして担当を新たに作って、学校給食担当が行うという形になります。

○元主教育長

よろしいですか。

○山口委員

はい。ありがとうございます。

○元主教育長

ほかにありますか。

では、これより採決に入ります。

第4号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしですので、第4号議案について承認すべきものと決めます。

[第5号議案 令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について]

○元主教育長

第5号議案、令和8年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

3ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、毎年審議をお願いしているものでございます。

学校保健安全法第23条の規定に基づきまして、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。こちらは各小学校の委嘱を予定している学校医等の名前をそれぞれ書かせていただいております。6ページにつきましては、各中学校の委嘱医となります。

なお令和8年度に新設いたします、みずほ中学校におきましてもそれぞれ学校医等を配置することといたしております。

説明は以上です。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。どうぞ。

○佐藤委員

学校薬剤師というのは主にどのようなことをされるのかをお聞かせいただけますか。

○元主教育長

光野教育総務課長。

○光野教育総務課長

例えば給食室とか、配膳室、それから衛生上関係があるような建物、施設の点検、それから理科室などの薬剤を扱っているところの点検など、衛生点検等に関する検査をしていただいています。

○佐藤委員

それは定期的に検査を行っているのでしょうか。それとも何かこちらから質問があったときに答えていただくような形ですか。

○光野教育総務課長

基本的には定期的に点検をしていただいておりますし、また必要に応じてこちらからご質問させていただいて回答していただくという場合もあります。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○元主教育長

よろしいですか。

ほかにご質問はございませんか。

それでは、これより採決に入ります。

第5号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしですので、第5号議案について承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 令和8年度健康管理医の選任について〕

○元主教育長

第6号議案、令和8年度健康管理医の選任について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

7ページをお願いいたします。

こちらにつきましても毎年審議をお願いしているものでございます。

大野城市立学校健康管理医設置要綱第3条の規定に基づきまして、小中学校における健康管理医を選任するものでございます。

8ページに健康管理医のお名前を掲載させていただいておりますが、辻隆宏先生にお願いすることとしております。

こちらにつきましましては次の議案とも関連しますが、学校に勤務する職員の数が50人未満の場合に健康管理医を選任することとしています。

説明は以上です。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

これより採決に入ります。

第6号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第6号議案について承認すべきものと決めます。

〔第7号議案 令和8年度産業医の選任について〕

○元主教育長

第7号議案、令和8年度産業医の選任について、光野教育総務課長、お願いします。

○光野教育総務課長

9ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、毎年審議をお願いするものでございます。

労働安全衛生法第13条の規定に基づきまして、小中学校における産業医を選任するものでございます。

なお、産業医につきましても、来年度学校に勤務する職員の数が50人以上を予定しています6つの小中学校に産業医を配置することになります。

10ページをお願いいたします。

予定している産業医は、大野小学校には喜多村先生、大野南小学校には松隈先生、大野東小学校には井本先生、大野東中学校、平野中学校には松隈先生に産業医をお願いすることとしております。

なお、労働者が50人以上の学校につきましても、令和7年度から変更はございません。

説明は以上となります。

#### ○元主教育長

ただいまの説明について何かご質問はございませんか。

では、これより採決に入ります。

第7号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第7号議案について承認すべきものと決めます。

〔第8号議案 大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について〕

#### ○元主教育長

第8号議案、大野城市立小中学校修学旅行実施要綱の制定について、松岡学校・地域連携課長、お願いします。

#### ○松岡学校・地域連携課長

資料の11ページをお願いいたします。

本日配付しています補足資料にて説明をさせていただきます。

まず、1の従来の運用と背景です。小中学校の修学旅行につきましても、これまで

内部規定である大野城市立小中学校修学旅行実施要項に基づいて運用を行ってきました。現在の要項、「かなめ」に「うなじ」と書く要項です。補足資料の2枚目に添付をしております。この要項において、保護者の経済的負担を考慮し、旅行費用の目安となる標準額を定め、各学校はこの規定を遵守し、修学旅行の行程を決定してきました。

2の課題ですが、近年の物価高騰や宿泊費、輸送費の大幅な改定により、現行の標準額を維持したままではこれまでの修学旅行の行程を維持することが困難な状況となっております。

また、校長会においても現行の枠組みでは質の低下や目的地などの選択肢が著しく制限されるとのご意見をいただいております。

ちなみに、令和7年度修学旅行費用の平均額は、小学校におきまして2万3千円程度、中学校におきまして5万6千円程度となっております。

今後、令和9年度からは新幹線の閑散期割引がなくなり、その他の値上げなどを加味しますと、中学校の1人当たりの旅行費用が6万円を超える見込みとなっております。それらのことから、3の改定の検討経緯に記載のとおり、標準額の引上げについて検討を行ってきました。その中で筑紫地区の運用状況を調査したところ、要綱を制定しています春日市、太宰府市、また要綱は制定していないものの内部規定で運用を行っています筑紫野市においても具体的な標準額は定めず、要綱や内部規定で保護者の経済的負担及び旅行の教育効果を十分考慮して、校長が定める必要最小限の額とするなどの記載で規定されていることを確認しました。

4の制定の目的に記載のとおり、本市においても他市との整合を図り、変化の著しい社会情勢に即応した教育活動を保障するため、従来の内部規定を廃止し、新たに実施要綱を制定することとしたものです。

主な改正部分につきましては、新旧対照表に記載のとおりとなります。

この要綱につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えているところです。

説明は以上となります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問ございませんか。どうぞ。

○高野委員

今日配られた補足資料の費用について、これだけ読むと、校長の裁量において各校で決められるような意味合いにとれるんですけども、校長会とかで一致するということですか。

○松岡学校・地域連携課長

そうですね。行先につきましても、費用面につきましても校長会で検討を行うようにしています。

○元主教育長

どうぞ。

○高野委員

この新旧対照表の新要綱だけを読むと、校長の裁量というような感じになっているので、その辺を各校でばらつきがないように「校長会で決める」というような文言を入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

○元主教育長

松岡学校・地域連携課長。

○松岡学校・地域連携課長

そうしましたら、前半の文章はそのままで、「十分考慮して校長会で定める必要最小限の額とする」というような文章に修正した方がよいとのご意見でしょうか。

○高野委員

私はそのほうがいいかなと思うんですけど、何となくこれだけ読むと各校でばらついていいような表現になるかなと思います。

検討してください。これで問題がなければいいんです。

○元主教育長

検討することよろしいですか。

○高野委員

はい。

○元主教育長

その他ご質問はございませんか。どうぞ。

○山口委員

引率教諭の数の件で確認ですけれども、原則として3人を下回ってはならないと書いてあるので大丈夫だと思っているのですが、支援が必要な子どもに対してこれよりも上回っているということですかね。

○松岡学校・地域連携課長

そうですね。基本的にこれより上回っていることが多いです。その児童生徒の状況を加味して、この基準3名といわれた、実際、児童生徒数に応じて4人とか5人とかになっていても、やっぱりそれ以上の教員が引率していることが多いです。

○元主教育長

よろしいですか。

○山口委員

はい。

○元主教育長

どうぞ。

○松岡学校・地域連携課長

先ほどの高野委員のご意見に関しては、ちょっと練り直して、3月に改めて再提案させていただきたいと思います。

○高野委員

はい。

○元主教育長

3月のこの委員会で再提案ということですね。

○高野委員

今、各校によって費用のばらつきとかはあるんですかね。

○松岡学校・地域連携課長

児童・生徒数が均一ではございませんので、やはり多少のばらつきというのはございます。

○高野委員

でもおおむね標準額、決めた金額のところであるということでしょう。

○松岡学校・地域連携課長

はい。

○高野委員

できるだけ各校であまり保護者の負担がばらつかないようにしたほうがいいのかなと思います。ある程度の標準額を決めておいたらと思います。

以上です。

○元主教育長

若山教育部長、どうぞ。

○若山教育部長

目的地や宿泊数など、それぞれの小学校、中学校の校長会で十分協議した上で定めていますので、全然違うところに行ったり、泊まる数が違ったりということはありません。これからも校長会の中での検討委員会がありますので、その中でしっかり協議をしながら定めていくことになります。またご提案をさせていただきます。

○元主教育長

また3月に再提案させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

〔第9号議案 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱及び大野城市未来づくり支援センター設置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○元主教育長

第9号議案、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱及び大野城市未来づくり支援センター設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、お願いします。

○山崎教育支援課長

それでは、資料の13ページをお願いいたします。

本要綱の主な改正理由ですが、現在中学校にのみ設置しております校内サポートルームを令和8年度から小学校にも設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の改正でございます。こちらは現在中学校にのみ配置しております不登校対策サポートティーチャーを小学校にも配置することに伴い、条文に「小学校」を加えるものでございます。

次に、第2条の大野城市未来づくり支援センター設置要綱の改正でございます。こちら小学校に新たに校内サポートルームを設置することに伴い、「小学校」という文言及び「児童」という文言を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、本要綱につきましては令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上になります。

○元主教育長

今の説明に関してご質問はございませんか。どうぞ。

○山口委員

改正案の小学校校内サポートルームに入級を承諾された場合は登下校の手段について

て学校と協議しますというところが理解できてないのでご説明をいただきたいです。  
16ページの「登下校の手段について学校と協議します」という文面です。

○元主教育長

どうぞ、山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

改正後のほうに、なお書きを追加したところですね。

○山口委員

はい。

○山崎教育支援課長

中学校のほうは、お子さん1人で登校するというところで運用しているんですけども、小学校につきまして、校内サポートルームに来るお子さんは登校時間よりも遅れて来られたり、早く帰られたりということがあって、そのときは原則保護者の方に送迎をお願いしているところでございます。そのため入級に当たっては、送迎の有無や登下校をどういうふうにするのかというのを事前に学校と協議をしていただいて入級を申し込んでいただくという意味合いで、今回この文言を追加させていただいたところ  
す。

以上です。

○元主教育長

よろしいですか。

○山口委員

ありがとうございます。

○元主教育長

その他、ございませんか。

どうぞ。

○高野委員

校内サポートルームを小学校に新設する、その受け入れる体制というか、先生方が対応されるんだろうと思うんですが、そういった部分についての処置は何かお考えがありますか。

○元主教育長

山崎教育支援課長、どうぞ。

○山崎教育支援課長

今回、不登校対策サポートティーチャーの要綱も改正させていただいていますが、この不登校対策サポートティーチャーの方々について、市費で運用をするんですけれども、その方々が小学校の校内サポートルームに常駐するという体制をとっていきようにしております。全10校に今年度新たに設置するにあたって、今のところ10名の新しく来ていただける方を採用できましたので、4月から1人ずつ市費でこの校内サポートルームに先生がいらっしゃるという体制を整えることができっております。

以上です。

○高野委員

承知しました。

○元主教育長

その他、ございませんか。

それでは、これより採決に入ります。

第9号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第9号議案について承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○元主教育長

次第の4、教育長報告。

今回は報告すべき事項はありません。

〔報告〕

○元主教育長

次第の5に入ります。報告です。

第2期大野城市スポーツ推進計画の策定について、甲斐スポーツ課長、お願いします。

○甲斐スポーツ課長

第2期大野城市スポーツ推進計画につきましては、皆様方のご意見等をいただきながら計画の策定を進めてまいりました。

このたびパブリック・コメントを実施いたしまして、令和7年11月11日から12月10日までの間、意見募集を行っております。

提出された意見につきましては3件ございまして、計画に反映ありが1件、なしが2件となっております。計画に反映ありにつきましては、デフリンピックについて、東京で開催されて知名度が広がったこと、また、パラリンピック等より古い歴史を持っているため、この周知や環境整備等を推進してほしいというご意見をいただいております。

この意見に対して、市の対応といたしましては、計画本文に「デフリンピック」の文言を追加することといたしております。

これらのパブリック・コメントの意見を踏まえまして、計画への反映を行い、令和8年2月2日付で計画の策定を行いました。

本日添付しております資料につきましては、概要版、それと計画の本文でございます。

なお、計画の公表につきましては、市のホームページ及び広報において、策定した旨を公表いたしまして、スポーツ課等で冊子の配布を行うことといたしております。

説明は以上です。

○元主教育長

報告です。よろしいですか。

[その他]

(1) 教育長の業務報告（1月～2月）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（3月）

○元主教育長

これをもちまして2月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会